

京都市告示第313号

公印を次のとおり定めます。

令和2年9月10日

京都市長 門川 大作

名 称	使用開始年月日	印 影	用 途
京都市北部土木 事務所長印	告示の日	 18ミリメートル平方	一般

(北部土木事務所)